

## 取 扱 基 準

名 称	男性の育児休業取得促進事業奨励金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	男性の育児参画を促進し、育児を通して職場や家庭における固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、新潟市内の中小企業等に勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合、本人とその事業主に奨励金を支給する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	・ 育児休業を取得した男性労働者（1か月以上） 200人 ・ 対象労働者を雇用する事業主 70社
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。
補助対象経費の内 容	特定の経費を補助対象とするものではなく、男性の育児休業取得を促進するためのインセンティブとして支給するもの。
補助額 及びその算定方法 又は補助率	・ 育児休業を取得した男性労働者（1か月以上） 5万円 ・ 対象労働者を雇用する事業主 20万円（1回限り） <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和 7年 4月 1日
評価の時期	令和 9年 9月30日
終 期	令和10年 3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 新潟市から奨励金を受けていることの公表
	〔媒体〕 市が実施するアンケート調査や啓発活動等への協力
担当部署	市民生活部 男女共同参画課 電 話 025-226-1061 e-mail danjo@city.niigata.lg.jp